

# 千島アイヌのゴザに関する基礎的検討

## —市立函館博物館所蔵資料の位置づけについて—

大坂 拓

- 目次 はじめに  
1 対象資料  
2 関連文書記録の検討  
3 製作技術と素材選択  
まとめにかえて

Key Words

アイヌ民族 (Ainu)、千島アイヌ (Kuril Ainu)、ゴザ (Mat)、製作技術 (Production techniques)、素材選択 (Material selection)

### はじめに

本稿は、筆者が調査の過程で新たに確認した、千島アイヌのものである可能性が高いゴザ3点を報告するとともに、その製作技術と素材選択の特徴に関する基礎的な事実を指摘することを主な目的とする。

北海道本島とカムチャツカ半島のあいだの約1200kmに及ぶ海上に点在する千島列島のうち、得撫島から占守島に至る中・北部には、縄文文化晩期～続縄文文化前半期、オホーツク文化刻文期などに北海道本島側から人類が進出していたことが知られているが、極めて寒冷かつ過酷な島嶼環境下において、その居住は継続的なものとはなっていなかった。千島アイヌの祖先集団は15世紀半ばに当時はほぼ無人となっていたこの地域を東進し、カムチャツカ半島南部にまで進出したが、18世紀には居住域を千島列島内へと縮小させ (Takase, K 2013; 高瀬2015)、その後、日本側からは場所請負制度が及ばない「異国境」の外側と認識されつつ (谷本2020: 113)、ロシア側からの強い影響を受け独自の文化的特徴を際立たせていった。

1875 (明治8) 年に日露両政府によって樺太・千島交換条約が締結され千島列島全域が日本領となると、開拓使は国境地帯に千島アイヌが居住していることを問題視し、1884 (明治17) 年7月には、根室県によって20戸97人が北海道本島に近い色丹島への移住を強いられた (秋月1994)。移住の直後から人口が大きく減少し始め、1945 (昭和20) 年の太平洋戦争終結後には全員が北海道本島へと「引き揚げ」、現在ではその子孫である

ことを公表するものがない。

こうした厳しい歴史的経緯もあって、千島アイヌが残した物質文化として現存するものは極めて少ない。いわゆる民具資料については、国内所在資料の集成 (小杉1997)、海外所在資料の調査 (小谷・荻原編2004) がなされており、考古資料についても、近年になって積極的な情報の整理・公開が進められている (高瀬・鈴木2013; 高瀬・加藤2016)。これらの取り組みによって千島アイヌの物質文化に関する把握は着実に進みつつあるものの、なお検討を積み重ねる余地が残されている。とりわけ、各地の博物館等に収蔵されるアイヌ民具の大きな部分を占める、資料情報が失われたものの中から千島アイヌの資料を見出し、可能な限り研究に組み入れていくことは、最も重要な課題の一つである。

以下では、第一に本稿で報告するゴザ3点の概要をまとめ、第二に関連する文書記録を検討し、第三に製作技術と素材選択の特徴について触れ、最後にまとめをおこなう。

### 1 対象資料

#### (1) 資料確認の経緯

筆者は2022年度に市立函館博物館が所蔵するゴザ類の悉皆調査を実施した際に、収蔵庫内で「由来不明」として管理されているゴザ27点の中に、緯材にテンキグサ (*Leymus mollis*)、経糸にテンキグサ及び動物性繊維を用いた資料3点が含まれていることを確認した (表1; 図1~3) <sup>(1)</sup>。



1 表面



2 裏面



3 編みの終点 (表面)



4 編みの始点 (表面)

図1 ゴザA (市立函館博物館 R04-0429)



1 表面



2 裏面



3 編みの終点 (表面)



4 編みの始点 (表面)

図2 ゴザB (市立函館博物館 R04-0430)



1 表面



2 裏面



3 編みの終点 (表面)



4 編みの始点 (表面)

図3 ゴザC (市立函館博物館 R04-0431)

表1 対象資料一覧

本稿での名称	資料番号	幅 (cm)	長さ (cm)	緯材	経糸
ゴザA	R04-0429	89.5	227	テンキグサ	テンキグサ・動物性繊維
ゴザB	R04-0430	85.5	220	テンキグサ	動物性繊維
ゴザC	R04-0431	80	194	テンキグサ	動物性繊維



1 色丹島 / 1899年収集 (国立民族学博物館 K0002381)



2 色丹島 / 1899年収集 (国立民族学博物館 K0002320)



3a 北千島 / ~1876年収集 (市立函館博物館 701206)



3b

図4 関連資料

## (2) 素材の特徴による製作者の推定

北海道アイヌ・樺太アイヌは、ゴザの緯材としてガマ (*Typha latifolia*)、オオカサスゲ (*Corex rhynchophylla*)、ヤラメスゲ (*Carex lyngbyei*)、フトイ (*Scirpus tabernaemontani*)、サンカクイ (*Schoenoplectus triqueter*) などを用い、経糸としてシナノキ (*Tilia japonica*)、オオバボダイジュ (*Tilia maximowicziana*)、エゾイラクサ (*Urtica platyphylla*) などの繊維を撚ったものを用いることが知られている。筆者が現在までの調査で確認した資料にも従来の指摘を逸脱するものはなく、ゴザA~Cと共通する素材を用いたものは確認できない。

一方、千島アイヌのものであることが確実なゴザはこれまで確認されていないが<sup>(2)</sup>、比較可能な資料として、鳥居龍蔵が1899(明治32)年に色丹島で収集した資料群に、ゴザ状に編んだものを折りたたんで製作されたカバンが2点含まれており(図4:1・2)<sup>(3)</sup>、いずれも緯材にテンキグサを用いていることが確認できる。また、類例として市立函館博物館にも、「北千島」という情報を伴い、テンキグサをゴザ状に編んだものを用いたカバン1点が所蔵されている(図4:3)。

上記3点の資料との素材の共通性からみて、ゴザA~Cの製作者は千島アイヌであった可能性が高いと推定することができる。

## 2 文書記録の検討

### (1) 文書記録との対照

ゴザA~Cにはいずれも白色の木綿布が縫い付けられており、かつてそこに資料番号などが記入されていたものと推定されるが、現状では文字は確認できず、情報を読み取ることはできなかった。

ただし、ゴザAには和紙製のラベルが結び付けられており、「占」の文字が判読できた(図1:3)。この記載は収集地が千島列島北部の占守島であったことを示すものである蓋然性が高く、その推定が正しければ、収集年代が1884(明治17)年の千島アイヌ色丹島移住以前に限定される点でも重要である。

市立函館博物館が2022年時点で運用している資料台

帳には、資料との対応関係が不明となったゴザが1件5点記載されているものの<sup>(4)</sup>、それらはいずれも幅58cm、長さ126cmとされており、ゴザA~Cとは一致しない。

1979年に刊行された『市立函館博物館蔵品目録〈1〉民族資料篇』(市立函館博物館1979)にも対応する可能性がある資料に関する記載はないことから、同目録が刊行された当時、既にゴザA~Cの由来は不明になっていたものと推定される。

以下では、文書記録の検討により、筆者が現状で把握している範囲でゴザA~Cに関連する可能性がある情報についてまとめておく。ただし、確認できた情報はいずれも断片的であるうえ、資料そのものに付属している情報が極めて乏しいため、文書記録の記述と資料を一对一の関係で結びつけることは不可能である。以下の記述は、資料の由来について一つの結論を下すものではなく、あくまで複数の可能性を示すにとどまる。

### (2) 「博物場陳列品其他越品調書」の検討

市立函館博物館所蔵資料について収集地や収集年代を記載した最古の台帳として、函館博物場(当時)の資料を函館商業学校(当時)に移管する際に作成された1892(明治25)年4月付『素博物場陳列物品商業学校江引継物品及其外物品書類』中に、「明治二十二年ヨリ越高 明治廿三年四月一日現在 博物場陳列品其他越品調書」(以下「越品調書」)と題する文書が残されている。

この「越品調書」では、アイヌ民族の民具資料は主に「歴史之部」の「歴史今代」の項に記載されており、資料情報として「番号」・「品目」・「員数」・「産地」・「年月」・「献送人名」の欄が設けられている。ゴザに該当する資料は1件2点で、「第八十六号 敷物 土言キナ 二「枚」 同(千島国産) 同(十七年八月)」と記載されている<sup>(5)</sup>。

「越品調書」には、他に体裁が一定しない複数のリストが合わせて綴られており、ゴザに該当する資料として、「商業学校<sub>正</sub>特別引継物品」と記されたリストの中に「一 北海道土人敷物 但キナ 一枚」の記載があり、これが後に、「右<sub>者</sub>先般引継之際特別引継之分今回改メテ及引継候也」として1894(明治25)年5月3日付

(1) 資料は函館市北方民族資料館で保管されており、筆者の調査を契機として新たに資料番号が付された。本稿に掲載する資料写真の撮影にあたっては、編みの始点と終点を確認し、全て始点を下に向けた。始点・終点は、それぞれをアイヌ語沙流方言でa-oasi uskehe(始めたところ)、a-orapiru uskehe(編み終わったところ)と呼ぶことを参考にして、和訳により用語を設定した。

(2) ロシア科学アカデミー人類学民俗学博物館には、採集地として「千島」の情報を伴う「敷物」1点(MAE 820-10)が所蔵されているが(SPb-アイヌプロジェクト調査団編1998:67)、この資料群は収集の経緯が十分に明らかになっているとは言い難い部分があるため、ひとまず検討から除外した。

(3) なお、2点のうち図4:1は経糸が並行して走っているため、ゴザ編み台を使用して製作したものと判断される。一方、図4:2は縦糸がクランク状に折り返していることから、ゴザ編み台を使用せずに製作したものと判断される。

(4) 資料番号700250-01~05。

(5) 「キナ」はゴザを意味するアイヌ語に由来し、樹皮衣を示す「厚子」などと並んで当時の和人社会で通用していた単語である。

で引き継ぎとなっていることが確認できる。

また、詳細が不明なリストに「一 北海道土人敷物 土言キナ 根室 明治九年 七枚」の記載と、1894 (明治25)年4月の引継ぎとして「一 北海道土人敷物 土言キナ 七枚 根室 明治二十年」の記載がある。後者には「前ニ記載アル」と記されていることから、年代には大きな齟齬があるものの、「根室」に由来する同一の資料群と見なされていたものと推定される。

以上から、函館博物場の資料が函館商業学校へと移管された当時、ゴザに該当する資料は「千島国産」の情報が付属した「キナ」2点、「北海道」の情報が付属した「キナ」1点、「北海道」・「根室」の情報が付属した「キナ」7点、計10点が存在したものとみられる。

### (3) 「函館公園地内博物館列品価格表」の検討

詳細な資料情報を欠くものの、「越品調書」に先行する時期の収蔵品を列記したのものとして、1881 (明治14)年に開拓使函館支庁勸業係が作成した「函館公園地内博物館列品価格表 明治十四年六月三十日現在」(以下「価格表」)がある<sup>(6)</sup>。

この「価格表」には、ゴザに該当する可能性が高いものとして、「土人ノ具 キナ 三枚」、および「東京ヨリ回漕」とされる「蕙 四枚」、計7点の記載がある。後者の東京からの「回漕」とは、1881 (明治14)年の開拓使東京仮博物場閉鎖に伴う函館博物場への資料移管を示すものである。

ただし、「価格表」に記載された7点と、その9年後に作成された「越品調書」に記載された10点の関係は明確ではない。先行研究では、「越品調書」の「年月」欄の「明治十七年八月」の記載は、1881 (明治14)年に東京仮博物場から移管された資料の「受入年月日」と見なされ、この情報を伴うものの中には、1876 (明治9)年の北千島調査により収集された資料などが含まれるとの理解が示されてきた(関・中田・千代1990: 132)。

これに従えば、「越品調書」の「第八十六号 敷物 土言キナ 二枚」<sup>(朱)</sup>同(千島国産)同(十七年八月)は、1881 (明治14)年に「東京ヨリ回漕」された「蕙 四枚」の一部である可能性があることになる<sup>(7)</sup>。

しかしながら、名称も数量も一致していないうえ、「価格表」には資料番号や収集地、収集年代が一切記載されていないため、厳密な照合は困難と言わざるを得ない。

### (4) 三県一局時代の資料受入に関わる記録

北海道立文書館が所蔵する三県一局時代の文書の中には、1884 (明治17)年に根室県から函館県に対し、「キナ蕙」2点を含む千島アイヌの資料群が「進呈」されたことを示す記録が存在する。

#### 【史料1】<sup>(8)</sup>

①

〔欄外〕<sup>④④④</sup> 受付 明治十七年九月廿日  
「表」  
「第二百三十四号」 勸業課 <sup>④</sup>

本年管下千島巡視之節、占守郡土人ヨリ上納致候獣皮及草箆等、別記之通進呈致候間、御県博物場へ御展覧相成候様致度、此段進達候也

明治十七年九月廿五日 根室県令湯地定基<sup>④</sup>  
函館県令時任為基殿

②

記  
一 アサラシ皮 式枚  
一 狐皮 三枚  
一 キナ蕙 式枚  
一 吠 式個  
一 籠 式個  
✕

#### 【史料2】<sup>(9)</sup>

記  
一 キナ 二枚  
一 アザラシ皮 二枚  
一 赤狐 三枚  
一 吠 三個  
一 食器 壺個

右根室県ヨリノ出品物、正ニ落手致候也

(6) 『函館支庁勸業係所属財産調 明治十四年六月三十日現在』開拓使函館支庁民事課勸業係(北海道立文書館所蔵 簿書: 4762)。

(7) 東京仮博物場からの資料移管の経緯に関しては、加藤克が詳細な検討を加えている(加藤2004: 43・44; 加藤2008: 48)。

(8) 「占守郡土人上納ノ毛皮其外、函館県博物場陳列品送受ノ件」『各所文移録 坤 明治十七年自七月至十二月』函館県勸業課農務係(北海道立文書館所蔵 簿書: 9048、18件目所収)。本文書は「根室県」と印字された罫紙に記入され、県令湯地の押印があることから、原本と判断している。なお、同内容の文書が「函館県」と印字された罫紙に写されたものが、「占守郡土人上納ノ毛皮其外、函館県博物場陳列品送受ノ件(函館県)」『各所文移録 坤 明治十七年自七月至十二月』函館県勸業課農務係(北海道立文書館所蔵 簿書: 9105、45件目)の3番目に綴られており、続いて「根室県」の罫紙に記載された資料一覧が付されていた。この資料一覧が①文中の「別記」にあたるものと判断し、②として示した。

(9) 「占守郡土人上納ノ毛皮其外、函館県博物場陳列品送受ノ件」『各所文移録 坤 明治十七年自七月至十二月』函館県勸業課農務係(北海道立文書館所蔵 簿書: 9048、18件目所収)。

十月一日 渡辺章三  
勸業課  
商工係  
御中

【史料3】<sup>(10)</sup>

記 ㊦

- 一 アサラシ皮 貳枚
- 一 狐皮 三枚
- 一 キナ蕙 貳枚
- 一 吠 貳個
- 一 籠 全

右当県博物場陳列之為メ根室県庁ヨリ出品相成、正ニ請取候也

明治十七年十月八日 函館県  
勸業課

【史料4】<sup>(11)</sup>

明治 年 月 出 年 月 済 浄書㊦ 校合㊦

十月廿四日 発㊦ 副書領収㊦

令 書記官㊦ 勸業課㊦ 農務係

㊦ 明治十七年十月八日 東八等属調㊦

合評課係 庶務課㊦ 庶務係㊦

乙第「七八四」号

件名 博物場列品落手之件

本年千島国占守郡土人ヨリ上納相成候毛皮其外トモ、  
「<sup>〔挿入〕</sup>今般」当県博物場へ陳列之為メ、~~今般~~第二百三十四号ヲ以テ御送付相成、正ニ領収、御厚志之段鳴謝致候、即別紙請取證添、此段進達候也

明治十七年十月「<sup>〔挿入〕</sup>廿二」日 函館県令時任為基代理

函館県大書記官堀金峰

根室県令湯地定基代理

根室県小書記官広田千秋殿

史料1~4からは、1884（明治17）年9月25日に根室県令の湯地定基から函館県令の時任為基に対して資料「進呈」の申し出があり（史料1）、10月1日付で博物場の担当者から函館県勸業課商工係に対し資料の「落手」が報告され（史料2）<sup>(12)</sup>、8日付で函館県勸業課が受取証を作成し（史料3）、22日付で函館県から根室県

へ謝意が伝えられる（史料4）までの一連の流れが復元できる。

史料1に記された「本年管下千島巡視」とは、1884（明治17）年7月2日に占守島に上陸し、6日に千島アイヌ20戸97人を乗せて出港し、11日に色丹島に下船させた際の航海（川上2020：402-408）を示すものと考えられる。占守島から色丹島への千島アイヌの移住が強行された際に資料が収集され、それが函館県に送られていたのであろう。各史料に記載されたリストの内容を照合すると、史料1・3では「吠」と「籠」が各2点とされているのに対し、史料2では「吠」3点、「食器」1点となっている点に齟齬があるものの、函館博物場がこの時点で「キナ蕙」2点を含む千島アイヌの資料群を受領したことは確実視できる。

ところが先に検討した「越品調書」では、千島アイヌに関する資料は、千島巡航に同行していた小島倉太郎からの寄贈品2点が1884（明治17）年9月付で記録されたのち<sup>(13)</sup>、1886（明治19）年10月まで全く確認できず、根室県から送られた11点に関する記載は見当たらない（表2）<sup>(14)</sup>。

この食い違いが生じた経緯としては、根室県から送られた資料を「落手」したのちに払い出しにより失われた可能性や、根室県から「キナ」2点を「落手」してから「越品調書」を編纂するまでの6年間に資料情報の混乱が生じ、東京仮博物場からの移管資料を含む「十七年八月」と記入された資料群の中に混在してしまっている可能性が想定される。

1881（明治14）年の「価格表」からは、同年に「東京ヨリ回漕」された資料の中に、1884（明治17）年に根室県から「進呈」された資料と重複する品目として、「海豹皮」2点、「赤狐皮」6点、「蕙」4点、「食器」4点、「草製吠」2点、「毛皮吠」1点、「草製籠」2点が含まれていたことが確認できる。根室県からの資料が払い出しにより失われたとすれば、既存資料との重複をその原因として想定することもできるかもしれない。ただし、この説をとるためには、それを証明する文書記録の発見が不可欠であろう。

東京仮博物場からの移管資料と根室県からの資料が混在している可能性を検証するためには、現存する資料に1884（明治17）年以前に遡るラベルを見いだし両者を

(10) 「占守郡土人上納ノ毛皮其外、函館県博物場陳列品送受ノ件〈函館県〉」『各所文移録 坤 明治十七年自七月至十二月』函館県勸業課農務係（北海道立文書館所蔵 簿書：9105、45件目所収）。

(11) 「千島国占守郡土人ヨリ上納毛皮其外函館県博物場へ陳列ノタメ送付ノ件〈函館県〉」『府県往文移録 自六百一至八〇〇 明治十七年』函館県庶務課常務係（北海道立文書館所蔵 簿書：9053、155件目）。同内容の文書が「占守郡土人上納ノ毛皮其外、函館県博物場陳列品送受ノ件〈函館県〉」『各所文移録 坤 明治十七年自七月至十二月』函館県勸業課農務係（北海道立文書館所蔵 簿書：9105、45件目）の1番目に綴られている。

(12) 史料2を作成した渡辺章三は、函館の博物場設置時から中心的な役割を担っていた人物として知られる人物である（加藤2012：188）。

(13) 小倉による資料寄贈については、大矢京右がその経緯を明らかにしている（大矢2009：21・22）。

(14) 本表では「択捉」・「薬取」の記載により千島列島南部で収集されたことが明らか資料については除外している。

表2 『博物場陳列品其他越品調書』掲載の千島列島収集資料

		「番号」	「品目」	「土言」	「員数」	「出地」	「年月」	備考
		第六十七号	衣		1	千島国古守産	明治17年8月	「但エトピリカ島ノ羽皮ヲモテ造」
		第六十八号	長靴		4	千島国産	明治17年8月	
		第六十九号	帽子		1	千島国産	明治17年8月	
		第七十号	毛手袋		1	千島国産	明治17年8月	
		第七十一号	衣		1	千島国古守及ノカムシヤッカ辺産	明治17年8月	
		第七十二号	雨衣		1	千島国古守産	明治17年8月	
		第七十三号	毛衣		3	千島国古守ノカムシヤッカ辺ノ産	明治17年8月	
		第七十四号	小児服		1	千島国古守	明治17年8月	
		第七十五号	小児胸掛		1	千島国古守	明治17年8月	
		第七十六号	小児帽		1	千島国古守	明治17年8月	
		第七十七号	小児帯		1	千島国古守	明治17年8月	
		第七十八号	食器		3	千島国古守	明治17年8月	
		第七十九号	長頭巾		1	千島国古守	明治17年8月	
		第八十号	毛皮吠		1	千島国新知産	明治17年8月	
		第八十一号	吠		1	千島国古守産	明治17年8月	他に加筆訂正あり
		第八十二号	海獺漁網		1	千島国新知産	明治17年8月	
		第八十三号	半靴		4	千島国産	明治17年8月	
		第八十四号	股引		1	千島国古守産	明治17年8月	
		第八十五号	靴下		1	千島国産	明治17年8月	
		第八十六号	敷物	キナ	2	千島国産	明治17年8月	
		第八十七号	草脚絆		1	千島国産	明治17年8月	
		第八十八号	靴		1	千島国産	明治17年8月	
		第九十二号	海獺船		1	千島国新知郡出	明治17年8月	
		第九十三号	櫂		3	千島国新知郡出	明治17年8月	「海獺船ニ付属ノモノ」
		第九十四号	海獺漁具		1	千島国新知郡出	明治17年8月	
		第九十五号	弓		3	千島国古守産	明治17年8月	他に加筆訂正あり
		第九十六号	吠		1	千島国新知	明治17年8月	他に加筆訂正あり
		第九十七号	飯櫃		1	千島国古守産	明治17年8月	他に加筆訂正あり
		第九十八号	行厨		1	千島国古守産	明治17年8月	他に加筆訂正あり
		第九十九号	眼鏡		1	千島国古守産	明治17年9月	「小島倉太郎献」
		第百号	鎌		1	千島国古守郡ノ第一島産	明治17年9月	「小島倉太郎献」
		第百廿一号	海獺船櫂形		1	千島国古守	明治17年8月	「櫂二丁ノ櫂二丁」
		第百廿二号	海獺船櫂形		1	千島国古守	明治17年8月	「櫂二丁ノ櫂二丁」
		第百廿七号	楽器	バラライキ	2	千島国色丹郡斜古潭	明治19年10月	「シコタン人ノケブリアン作」、他に加筆訂正あり
		第百廿八号	杓子	カツクミ	1	千島国色丹郡斜古潭	明治19年10月	「シコタン人ノケブリアン作」、他に加筆訂正あり
		第百廿九号	匙		1	千島国色丹郡斜古潭	明治19年10月	「シコタン人ノケブリアン作」、他に加筆訂正あり

出展：『函館博物館陳列品目録』（函館市中央図書館所蔵：資料コード1810864023）。

確実に分離する必要があるが、「東京仮博物館の資料であることを示す共通のラベルなど」は確認できないことが既に指摘されており（加藤2008：48）、峻別は困難な状況である。

さらに、「越品調書」の段階では千島アイヌの「キナ蕨」が2点記載されているにも関わらず、現在、該当する可能性がある資料が3点存在する理由も不明である。

こうした状況では、ゴザA～Cの中には、1881（明治14）年以前から存在した資料、同年に東京仮博物館から移管された資料、1884（明治17）年に根室県から函館県に送られた資料、あるいはその他の全く別の経緯で収集された資料が含まれている可能性があると考えておくほかない。

現状では、ゴザAに付されたラベルの「占」の文字のみが、資料が千島アイヌのものであることを示す有力な文字記録である。

#### (5) 留意を要する資料

図5に示したゴザには、現在「□島占守 敷物」と記載された「旧ラベル」が付属しており、その裏面には「雑器具之部第巻号 二枚ノ内一」と記載された「工字文ラベル」が貼付されている。大矢京右は、これらの記載が函館中部高等学校に現存する『標本品アイヌ品図表及写真目録』『北海道土人雑器具類目録』の「第一号 敷物 土言キナ 二枚 千島国産」と合致することを見出し、それを根拠として本資料が「越品調書」の「第八十六号」に該当するとの判断を示した（大矢2015：46）。

大矢による検討は入念なものであり、そこで指摘されたラベルと目録の一致そのものには疑いをさしはさむ余地はない。ただし、本資料が経糸にシナノキないしオオバボダイジュの内皮を用い、施文はオヒョウ (*Ulmus laciniata*) の内皮を染色したものを挟み込んでいる点には留意を要する。というのも、千島列島北部にはこれらの樹木は分布しておらず（高橋2015：Appendix 3）、また千島アイヌがゴザ状の製品に文様を施す場合には、クジラのヒゲを成形したものや、色の異なる素材を矢羽根状の4本編みにしたものを挟み込むという、北海道アイヌ・樺太アイヌとは全く異なる技法を用いていることが確認できるからである（図4：3）。

資料とラベルの対応関係を正しいものとみなし、本資料を1884（明治17）年8月以前に占守島で収集されたも

のと考えるならば、千島アイヌが素材を千島列島南部以西から移入したうえで北海道アイヌの技法を完全に模倣して製作したか、北海道アイヌが製作した製品を移入したものと想定しなければならない。千島アイヌが19世紀前半以来、日本側との往来を基本的に遮断され、カムチャツカ半島を通じたロシア側との関係に比重を置いてきた状況を念頭に置けば、上記の想定には相当な無理があると筆者には思われる<sup>(15)</sup>。

ここで想定しておかなければならないのは、「第八十六号 敷物 土言キナ」が、現在付属しているラベルが付されるよりも前の時点に由来が異なる資料と取り違えられていた可能性、あるいは、当初「第八十六号 敷物 土言キナ」に付属していたラベルが、取り違いによって本来とは異なる資料に付されてしまっている可能性であろう。筆者はこの疑念が解消されるまでのあいだ、本資料を千島アイヌのものとして扱うことは控えておくこととする。

### 3 製作技術と素材選択

#### (1) 製作技術の共通性

先行研究によって、アイヌ民族のゴザ編み技術には、「1本おき編み」と「スタグレ編み」の2種があることが指摘されている（貝澤2005）<sup>(16)</sup>。このうち「スタグレ編み」は、樺太及び北海道の鶴川・沙流川・新冠川流域で文様入りのゴザを製作する際に用いられることがある技法であり<sup>(17)</sup>、無文のものについては製作技術に大きな地域差は認められない。

ゴザA～Cはいずれも無文で、北海道・樺太の無文のゴザと共通する「1本おき編み」により製作されている。つまり、これらを千島アイヌの資料と考えれば、北海道・樺太・千島の各集団間では、無文のゴザの製作技術には地域差は存在しなかったと理解することになる。

#### (2) 素材選択の特徴

先に述べた通り、北海道アイヌ・樺太アイヌは無文のゴザの緯材としてガマ・オオカサスゲ・ヤラメスゲ・フトイ・サンカクイなど、経糸にはシナノキ・オオバボダイジュ、エゾイラクサなどの繊維を撚った糸を用いる。これらのうち、千島列島北部で確認されているのはオオカサスゲ・ヤラメスゲ・エゾイラクサのみであり（高橋2015：Appendix 3）、特に北海道アイヌが主要な素材

(15) 移入品の可能性を完全に否定することは難しいかもしれないが、仮にそうだとすれば、製作技術や素材の特徴を論じようとする場合には北海道アイヌが製作したものとして扱わなければならない。

(16) その他に和人の「ムシロ編み」の技法を取り入れたものがあるが、ここでは踏み込まない。

(17) 技法の分布は筆者の現在までの調査による。北海道アイヌと樺太アイヌのゴザ製作技術に認められる地域的差異の具体相については、別稿で詳述する予定である。



1 表面



2 裏面



3 文様部拡大 (表面)



4 無文部拡大 (表面)



5 付属ラベル表面「二枚ノ内一ノ雑器具ノ部ノ第巻号」



6 付属ラベル裏面「口島占守ノ敷物ノ参口」

図5 「口島占守」と記載されたラベルが付属したゴザ (市立函館博物館 H26-0091)

として用いるガマ・シナノキ・オオバボダイジュが欠落する点は大きな違いである。

ゴザA～Cの素材に認められる顕著な特徴(表1)は、千島アイヌが北海道アイヌや樺太アイヌとの間で製作技術の共通性を維持しつつ、植物資源が極端に限定される寒冷な島嶼環境に適応して、生活圏内に豊富に繁茂するテンキグサや、クジラや海獣類から獲得可能な動物性繊維の腱へと素材選択を変更した結果として解釈することができるだろう。

ただし念のために付け加えれば、上記の推測は千島・北海道・樺太という広域に及ぶ製作技術の共通性を、15世紀における千島アイヌ祖先集団(ナルィチェヴォ文化)の千島列島進出時点まで遡及し得ると見なすものではない。現存する民具資料のゴザはその大半が19世紀以降に収集されたものであり、それ以前との連続性は全くと言っていいほど明らかになっていない。こうした現状で、民具資料にみられる技術・形態の類似性を一足飛びに15世紀の状況に結び付けるような議論を展開することには慎重であるべきと考えるからである。

## まとめにかえて

本稿では、千島アイヌのものである可能性が高いゴザ3点を取り上げ、現段階で可能な範囲で関連情報の検討をおこなったうえで、その製作技術・素材選択の特徴について確認した。結論をまとめると以下ようになる。

- ① ゴザA～Cは素材の特徴から千島アイヌが製作した可能性が高いものと推定される。
- ② ゴザAに付された「占」の記載があるラベルは、収集地が千島列島占守島であることを示すものと考えられ、①の推定を傍証するとともに、ゴザAの収集年代が1884(明治17)年の占守島から色丹島への移住以前であることを示すものとして重要である。
- ③ 関連文書記録からは、ゴザA～Cの由来として、函館博物場の収集、1881(明治14)年の東京仮博物場からの移管、1884(明治17)年の根室県からの資料「進呈」などいくつかのルートがあり得ることが窺われた。ただし、ゴザA～Cとの直接的な対応関係を明確にするに至る情報は無い。
- ④ ゴザA～Cの製作技術は北海道アイヌ・樺太アイヌの無文のゴザの製作技術と基本的に同一である。
- ⑤ ゴザA～Cの素材選択の顕著な特徴は、千島列島中北部の環境に適応した結果として解釈すること

ができる。

最後に付け加えれば、本稿のうち関連文書資料に関する言及は確実な結論を示すに至っておらず、今後多くの課題を示すに留まっている。とはいえ、確実な結論に至らないまでも、関連する可能性がある情報が存在すればまずはそれらを資料化し研究者間で共有することにより、後の研究の進展に資することが可能になるだろう。「全ての結論が明確になるまで発表を控えるべき」といった完璧主義は、結果的に調査により見出された事実の大部分を「お蔵入り」させることに繋がる危険が大きく、限られた人的・金銭的成本を無駄にしまいかねない。小さなものであっても、一つひとつの作業の到達点を公表して課題を共有していくことが重要というのが、筆者の考えである。

## 謝辞

本稿を纏めるにあたり、大矢京右氏(函館市教育委員会)より極めて有益なご教示を賜ったほか、二名の匿名査読者より極めて有益なコメントを頂き、記述を見直すことができた。資料調査にあたっては、函館市中央図書館、北海道立文書館、及び奥野進(市立函館博物館)、加藤克(北海道大学植物園・博物館)、齋藤玲子(国立民族学博物館)の諸氏・諸先生のご協力を得た。末筆ながら、記して深く感謝申し上げます。

なお、本稿はJSPS科研費JP18K12558「考古学的分析手法を導入した博物館収蔵アイヌ民具資料の基礎的研究」(研究代表者:大坂拓)による成果の一部である。

## 引用文献

- 秋月俊幸 2014. 千島列島をめぐる日本とロシア. 北海道大学出版会.
- SPb-アイヌプロジェクト調査団編 1998. ロシア科学アカデミー人類学民族学博物館所蔵 アイヌ資料目録. 草風館.
- 大矢京右 2009. 市立函館博物館所蔵千島関連資料. 第24回特別展 環北太平洋の文化IV 千島列島に生きる アイヌと日露・交流の記憶. pp.21-23.
- 大矢京右 2015. 函館博物館旧蔵資料ラベル考. 千島樺太交換条約とアイヌ 平成27年度特別展. pp.38-46.
- 貝澤美和子 2005. イテセ(ゴザ編み)ーシキナ活用の調査研究ー歴史的背景を中心に.
- 加藤 克 2004. 札幌農学校所属博物館のアイヌ民族資料. 北大植物園研究紀要 4: 1-54.
- 加藤 克 2008. 北海道大学植物園所蔵アイヌ民族資料について: 歴史的背景を中心に. 北大植物園研究紀要 8: 35-91.
- 加藤 克 2012. ブラキストン「標本」史. 北海道大学出版会.
- 川上 淳 2020. 千島通史の研究. 北海道出版企画センター.
- 小杉 康 1997. 物質文化からの民族文化誌の再構成の試みークリルアイヌを例としてー. 国立民族学博物館研究報告. 21-2, 391-502.
- 小谷凱宣・荻原真子編 2004. 海外アイヌ・コレクション総目

- 録. 南山大学人類学研究所.
- 市立函館博物館編 1979. 市立函館博物館蔵品目録〈1〉民族資料篇. 市立函館博物館.
- 関 秀志・中田幹雄・千代 肇 1990. 明治期における北海道の博物館 (1). 北海道開拓記念館調査報告 29: 113-139.
- 高瀬克範 2015. カムチャツカ半島南部出土内耳土器とその千島アイヌ史上の意義. 論集忍路子 IV: 17-45.
- Takase, K. 2013. Chronology and Age Determination of Pottery from the Southern Kamchatka and Northern Kuril Islands, Russia. Journal of the Graduate School of Letters. Graduate School of Letters, Hokkaido University.
- 高瀬克範・加藤 克 2016. 千島列島出土考古資料目録 (北大植物園資料目録第8号). 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園.
- 高瀬克範・鈴木建治 2013. 馬場コレクションの再検討: 北千島の竪穴住居・土器・石器の基礎的研究. 北海道大学文学研究科紀要 140: 1-56.
- 高橋秀樹 2015. 千島列島の植物. 北海道大学出版会.
- 谷本晃久 2020. 近世蝦夷地在地社会の研究. 吉川弘文館.

## A Fundamental Study of Mats of the Kuril Ainu: The Positioning of Materials in the Hakodate City Museum Collection

OSAKA Taku

---

In this paper, we examine three mats that are likely to be of Kuril Ainu origin and, after reviewing as much relevant information as is possible at this stage, have confirmed the characteristics of their production techniques and material selection. The conclusions are as follows:

(1) Based on the characteristics of the materials used, mats A–C are most likely to have been made by the Kuril Ainu.

(2) The label on mat A, which is marked with '占,' is thought to indicate that the material was collected on Shumshu Island in the Kuril Islands, which is important because it not only supports the assumption in (1), but also indicates that the date of collection was before the forced relocation of the Kuril Ainu from Shumshu to Shikotan Island in 1884.

(3) The related documents suggest that there are several possible routes of origin for mats A–C, including collection by the (former) Hakodate Museum, transfer from the Tokyo Temporary Museum in 1881, and a 'presentation' of materials from Nemuro Prefecture in 1884, but they do not clarify the direct correspondence between mats A–C.

(4) The production techniques of mats A–C are basically identical to those of the undecorated mats of the Hokkaido Ainu and Karafuto (currently Sakhalin) Ainu.

(5) The remarkable features of the materials selected for mats A–C can be interpreted as the result of adaptation to the environment of the central and northern Kuril Islands.